

目次

文化審議会「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」への意見提出について	… 1
令和2年度全国公共図書館協議会第1回理事会における総会の代行協議報告	… 3
令和2年度全国公共図書館協議会表彰者	… 5
資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会	… 8
著作権に関する図書館団体懇談会	… 9

文化審議会「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」への意見提出について

令和2年12月4日の文化審議会著作権分科会法制度小委員会において、「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」（以下、「中間まとめ」という。）が取りまとめられました。

全公図では、全国の公立図書館に意見聴取を行い、令和3年1月7日（木）に文化庁に対し意見書を提出しました。意見書の全文は、本協議会Webサイトに掲載しています。

(<https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/zenkoutou/>)

1月13日（水）には、松川桂子会長、金子隆副会長が同庁を訪問し、意見書を手交するとともに趣旨説明を行いました。概要は以下のとおりです。

【日時】 令和3年1月13日（水）

午後1時30分～2時15分

【場所】 文化庁 著作権課会議室



意見書手交の様子

左から岸本著作権課長、松川会長、金子副会長

【対応者】

○全国公共図書館協議会

松川 桂子 会長（東京都立中央図書館長）
金子 隆 副会長（埼玉県立熊谷図書館長）
黒田 浩利 事務局長（東京都立中央図書館管理部長）

○文化庁

岸本 織江 著作権課長
高藤 真人 著作権課著作権調査官

【発言要旨】

○松川会長

意見の重点は次の3点である。

- ①「入手困難資料」の判断について、全国の図書館で同じ判断をするというのは難しいため、明確な判断基準を示していただきたい。国立国会図書館で所蔵している資料については、入手困難資料をリスト化していただき、その他の図書館でしか所蔵していない資料については各図書館で判断し、国立国会図書館に提供する方向が良いと思う。
- ②公衆送信サービスの提供について、不正利用防止がされた安全性の高い、一本化されたシステムを構築してほしい。国立、公立図書館など図書館がそれぞれシステムを整備するのは、効率が悪く実現性が低い。
- ③補償金の支払い主体は、受益者である利用者にしていただきたい。補償金の支払い主体が図書館となると、公立図書館は、都道府県や区市町村が法律上支払いを義務付けられることになる。たとえ利用者に転嫁したとしても、公会計制度の中では、それらは一旦、自治体の歳入となり、指定管理団体に支払う補償金については、別途、予算を計上しなくてはならない。財政がひっ迫している状況で、こうした新たな予算要求が通らない自治体が多く、送信サービスを実施できないという意見が出ている。

○岸本課長

- ①入手困難資料の定義については、国立国会図書館で、法31条3項の拡充ということで、これからガイドラインを作っていく。それを参照すれば、混乱なく実施できるのではないかと。
- ②統一的なシステムがあるとわかりやすいかもしれないが、国立国会図書館でも31条1項の送信サービスの提供方法を探るのではないかと。そのような要望があったということは、認識していきたい。制度を作ってみて、国立国会図書館や一部の図書館でしか実施ができないということになると、もう少し何か検討するかもしれない。
- ③公衆送信を行う主体は図書館ということになる。仮に補償金の支払い主体を利用者とする、実費と別々の支払いになり、かえって混乱する。図書館で補償金を含めて利用者から徴収するという方が、可能性が高いのではないかと。

○金子副会長

- ・現在のコピーサービスは、「実費」つまり作業分の事務手数料の対価として支払ってもらっている。補償金は著作権を持っている方に対する補償であるから、それとは異なる。
- ・指定管理団体が一括して徴収して管理する方が効率的で良いのではないかと。

○岸本課長

・補償金の支払い主体は、送信主体が誰なのかという問題になる。31条1項の送信サービスは、国立国会図書館に集めるのではなく、基準を満たした図書館が、各図書館の判断で実施するものである。

○金子副会長

・改正法案を今期の通常国会にかけるとのことだが、その後もガイドラインの作成などの関係団体との調整があると思う。関係団体の中に全公図も入れていただきたい。

○岸本課長

・今後は、パブリックコメントなどを受けて条文を検討していく。3月頭くらいには国会に提出したいと考えているので、その頃にはホームページなどで条文が見られるようになる。

・ガイドラインの作成などでは、全公図にもご協力いただきたい。

以上

令和2年度全国公共図書館協議会第1回理事会における 総会の代行協議報告

定期総会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国公共図書館協議会規約第10条5項に基づき、令和2年度第1回理事会において協議を行いました。

次の事項について協議、報告が行われ、理事28名の承認により、提案どおり承認されました。

【議題】

協議事項

- (1) 令和元年度事業報告
- (2) 令和元年度決算
- (3) 令和元年度会計監査報告について
- (4) 令和2年度事業計画（案）
- (5) 令和2年度予算（案）
- (6) 全国公共図書館協議会分担金の改正（案）について
- (7) 全国公共図書館協議会設立50周年記念誌について
- (8) 全国公共図書館協議会設立50周年記念講演会について
- (9) 令和2年度表彰（案）

報告事項

・「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について

※令和2年度全国公共図書館協議会第1回理事会の資料は、本協議会Webサイトに掲載しています。

<https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/zenkoutou/>

【令和2年度事業計画】

1 総会及び理事会

(1) 総会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全国公共図書館協議会規約第10条5項に基づき中止とする。

(2) 理事会

第1回 令和2年5月下旬～6月中旬 (書面開催)

第2回 令和3年1月下旬～2月上旬 (書面開催)

2 研究集会

研究集会に代わり、総会と同日に全国公共図書館協議会設立50周年記念講演会を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期とする。

3 調査研究事業及び情報活動等

(1) 調査研究事業

設立50周年記念誌の作成にあてる。

(2) 情報活動

ニューズレターを年2回発行する。

4 表彰

表彰規程により実施する。

表彰者 147名

(内訳)

図書館職員 109名

図書館長 2名

図書館協議会委員 35名

その他 1名

5 設立50周年記念事業

(1) 記念講演会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期とする。

(2) 記念誌

調査研究事業として、設立50周年記念誌を編集・発行する。

令和2年度 全国公共図書館協議会表彰者

1	中田	こずえ	(北海道)	32	小茂田	茂	(千葉県)
2	若濱	泰子	(北海道)	33	伊藤	眞由美	(千葉県)
3	輪島	絹子	(北海道)	34	森田	志織	(千葉県)
4	伊藤	清彦	(岩手県)	35	高橋	泰代	(千葉県)
5	佐藤	まどか	(宮城県)	36	相馬	幸代	(千葉県)
6	北村	祐介	(宮城県)	37	林	圭子	(千葉県)
7	八代	右子	(宮城県)	38	柚木	聖	(千葉県)
8	遠藤	三千代	(宮城県)	39	中島	彰子	(東京都)
9	柏木	則子	(宮城県)	40	中野	正明	(東京都)
10	原	義夫	(宮城県)	41	溝田	英子	(東京都)
11	五代儀	良子	(宮城県)	42	芳賀	和弥	(東京都)
12	宮城	裕子	(宮城県)	43	佐藤	葉子	(東京都)
13	福田	真悦	(秋田県)	44	溝江	澄子	(東京都)
14	仲田	千鶴子	(福島県)	45	柿澤	淳子	(神奈川県)
15	鵜沼	真由美	(福島県)	46	矢島	薫	(神奈川県)
16	大和田	孝子	(福島県)	47	小林	佐規子	(神奈川県)
17	大浦	美智子	(福島県)	48	清水	ますみ	(神奈川県)
18	大和田	睦美	(茨城県)	49	桐原	真哉	(神奈川県)
19	林	史典	(茨城県)	50	八木	千賀子	(神奈川県)
20	有野	一夫	(栃木県)	51	山口	克彦	(神奈川県)
21	平出	文子	(栃木県)	52	杉山	頼子	(神奈川県)
22	佐藤	聖一	(埼玉県)	53	黒川	裕美	(富山県)
23	高野	治子	(埼玉県)	54	清川	奈津子	(富山県)
24	高橋	勉	(埼玉県)	55	舟山	秀幸	(富山県)
25	古川	嫩智	(埼玉県)	56	松木	峰余	(富山県)
26	奥村	英敏	(埼玉県)	57	下条	みわ子	(富山県)
27	清水	良隆	(埼玉県)	58	中島	秀雄	(石川県)
28	石川	修嗣	(埼玉県)	59	袖吉	正樹	(石川県)
29	藤川	洋子	(千葉県)	60	西口	順子	(石川県)
30	押澤	裕子	(千葉県)	61	高村	美由紀	(福井県)
31	樋口	美佐子	(千葉県)	62	勝木	健俊	(福井県)

63	渡 辺	力	(福井県)	95	島 上	智 司	(大阪府)
64	坪 川	祥 子	(福井県)	96	今 田	優 子	(大阪府)
65	増 永	迪 男	(福井県)	97	片 山	理 子	(大阪府)
66	乾	孝 子	(福井県)	98	松 山	智 子	(大阪府)
67	河 村	み ゆ き	(福井県)	99	淺 川	裕 俊	(大阪府)
68	保 田	貴 和 子	(山梨県)	100	岡 村	美 津 子	(大阪府)
69	中 村	千 恵	(山梨県)	101	川 嶋	恵 子	(大阪府)
70	小 川	清 美	(長野県)	102	森 家	さ ち 子	(大阪府)
71	並 木	徳 夫	(長野県)	103	高 田	裕 香	(大阪府)
72	竹 内	夕 香 子	(岐阜県)	104	齋 藤	淑 子	(大阪府)
73	小 林	元 子	(静岡県)	105	荒 木	麻 里	(大阪府)
74	白 井	由 美 子	(静岡県)	106	波 多 野	圭 子	(大阪府)
75	立 川	清 美	(静岡県)	107	中 田	夕 子	(大阪府)
76	稲 葉	司	(静岡県)	108	永 田	信 彦	(大阪府)
77	清	淳 子	(静岡県)	109	岸 下	良 子	(大阪府)
78	加 藤	晴 生	(愛知県)	110	堀 田	穰	(大阪府)
79	岩 田	香 苗	(愛知県)	111	黒 田	隆 之	(大阪府)
80	天 野	和 彦	(愛知県)	112	尾 崎	美 紀	(兵庫県)
81	中 西	由 香 理	(愛知県)	113	石 堂	美 紀 代	(兵庫県)
82	山 下	桂 子	(愛知県)	114	鎌 田	寛 子	(兵庫県)
83	宮 田	和 裕	(三重県)	115	宮 本	明 子	(兵庫県)
84	村 田	恵 美	(滋賀県)	116	高 橋	一 郎	(兵庫県)
85	都 築	美 佳	(滋賀県)	117	堀 口	尚 之	(兵庫県)
86	中 村	眞 紀 子	(京都府)	118	波 多 野	麻 里	(兵庫県)
87	谷 垣	修 身	(京都府)	119	村 井	博 之	(兵庫県)
88	仲 野	恵 子	(京都府)	120	益 田	ゆ か	(兵庫県)
89	栗 林	さ よ 子	(京都府)	121	白 髭	和 子	(兵庫県)
90	赤 野	未 知	(大阪府)	122	西 浦	勢 津 子	(奈良県)
91	西 林	正 人	(大阪府)	123	春 名	己 要 子	(奈良県)
92	藤 田	章 子	(大阪府)	124	玉 井	久 勝	(奈良県)
93	北 川	敬 子	(大阪府)	125	生 駒	美 保	(和歌山県)
94	柴 田	英 明	(大阪府)	126	城	皆 子	(和歌山県)

- 127 網 浜 聖 子 (鳥取県)
- 128 笠 原 和 美 (岡山県)
- 129 奥 田 鈴 美 (岡山県)
- 130 鈴 木 洋 美 (広島県)
- 131 佐々木 俊 子 (広島県)
- 132 播 磨 優 子 (広島県)
- 133 佐々木 貴 子 (広島県)
- 134 丸 本 祥 子 (広島県)
- 135 植 木 幸 (広島県)
- 136 伊 藤 雅 子 (広島県)
- 137 村 上 智 子 (広島県)
- 138 岡 山 岳 美 (広島県)
- 139 中 村 純 子 (広島県)
- 140 川 中 み ち る (広島県)
- 141 大 黒 規 子 (徳島県)
- 142 柏 敦 子 (香川県)
- 143 池 田 洋 子 (香川県)
- 144 島 田 治 (香川県)
- 145 野 口 環 (愛媛県)
- 146 小 宮 健 司 (長崎県)
- 147 太 田 新 子 (大分県)

表彰者総数	147 名
(内訳)	
図書館職員	109 名
図書館長	2 名
図書館協議会委員	35 名
その他	1 名

「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」

令和2年7月6日（月）に、令和2年度第1回資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会がオンライン会議により開催されました。協議内容は以下のとおりです。

【協議内容】

1 報告事項

(1) 資料デジタル化の進捗状況

令和2年6月時点の累積件数は、図書は約97万件、雑誌約133万件、他機関所蔵資料のデジタル化資料を含めた累積提供総数は約275万点であることが報告された。

令和2年度は、国内刊行の図書、博士論文のデジタル化を予定している。その他、古典籍、憲政資料等も昨年度と同様にデジタル化が行われる予定である。

【参考】 デジタル化資料提供状況（令和3年1月時点）

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/#situation>

(2) 資料デジタル化等の一部内製化に関する試行の実施状況について

2014年までに出版された和雑誌を対象に、優先してデジタル化する資料を選定し、オートシートフィーダ付きスキャナ（ADFスキャナ）による電子化が進められている。ADFスキャナに適さないものは、オーバーヘッドスキャナ及びV字型スキャナによるデジタル化を行うための準備を進めていることが報告された。

パッケージ系電子出版物についても、USBメモリ、MO、DVD-RW、CD-RW計603点のマイグレーションの試行が行われ、引き続きFDのマイグレーション作業を実施していること、作製された光ディスクの館内提供に向けた検討を行ったことなどが報告された。

今後、雑誌及びパッケージ系電子出版物のデジタル化の内製について、試行及び課題検討結果を取りまとめた報告書が作成される予定である。

(3) 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の館内複写の実施状況

令和2年2月から5月までの月別複写実績が合計1,347件と報告された。

(4) デジタル化資料の図書館間貸出代替措置による利用状況

令和2年2月から6月末までの実績が、1機関5件（うち新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態に対応した緊急的拡大により提供したものは1件）との報告があった。

(5) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

令和2年6月4日時点の申請・承認館数及びサービス実施から令和2年5月末までの利用状況等が報告された。

【参考】 図書館向けデジタル化資料送信サービス参加館一覧（令和3年1月7日現在）

http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin_librarylist.html

(6) 今年の図書館向けデジタル化資料送信サービスに係る除外手続における入手可能性調査で用いるデータベースについて

図書館向けデジタル化資料送信サービスにおける入手可能性調査で利用するのに適さなくなったデータベース Books について、日本出版インフラセンターと調整を行い、入手困難資料のデータの機械的突合が可能であることを確認し、データ購入について合意したが、電子書籍の書誌情報についても随時反映することを求められ、突合の可否確認及び購入の目途が立たない状況であることが報告された。

代替として、令和2年度も平成30年にBooks.or.jpを対象にした入手可能性調査の結果を採用し、ホームページに送信候補資料リストを掲載し、事前除外手続を開始する予定である。

(7) デジタル化資料の本文テキストデータの利活用について

令和2年12月までを目途として、国会サービスや学術的調査研究に資すると考えられる資料群（官庁出版物、非商用学術出版物、著作権保護期間満了のレファレンスブック）から、本文検索の効果が期待できるものを選定し、令和3年1月以降、順次全文をテキスト化し、検索を可能とすることを目指していることが報告された。

2 協議事項

・国立国会図書館デジタルコレクションの図書館向けデジタル化資料送信サービスが利用できない事態への臨時的対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために多くの図書館が来館サービスを休止・縮小していることに伴い、図書館向けデジタル化資料送信サービスについて、以下の臨時的対応を取ることが提案され、合意された。

- 従来、図書館送信不参加の図書館等に限って利用可能としてきた、デジタル化資料の図書館間貸出代替措置（デジタル画像の複製物（紙へのプリントアウト）の提供。以下、「代替措置」という。）における図書館送信対象資料の複製物の提供について、図書館送信の送信先機関として承認を受けている図書館等にも臨時的に拡大する1。
- 代替措置の対象資料について、従来の図書に加え、雑誌も臨時的に対象とする2。
- 図書館送信対象資料について、送信先機関として承認を受けている図書館等が、その複製物を郵送により提供することも臨時的に可能とする。
- 図書館送信サービスの利用の再開が確認された図書館等は、本臨時的対応の対象外となる。代替措置の提供（対象）資料の雑誌への拡大については、来館サービスを全面的に再開した図書館等は対象外となる。

3 その他

・第20期文化審議会著作権分科会における主な検討課題について（文化庁）

デジタルアーカイブ化の推進や、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとするなど、「知的財産推進計画2020」を踏まえた第20期文化審議会著作権文化会における検討課題の内容が報告された。

「著作権に関する図書館団体懇談会」

令和2年7月、文化審議会著作権分科会法制度小委員会において、「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」が設置され、デジタル化・ネットワーク化に対応するための著作権の権利制限規定の在り方について検討がなされ、11月に報告書がまとめられました。12月4日には法制度小委員会でこの報告書が了承され、中間まとめとしてパブリックコメントによる意見募集が行われましたが、このことは図書館にとって重要な課題であることから、日本図書館協会より懇談会の開催が提案され、令和2年12月15日（火）に第1回懇談会がオンラインにより開催されました。

この懇談会は、平成25年度を最後に休止していた「著作権に関する図書館団体懇談会」（以下、懇談会）および「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」を再開するという位置づけでは

ありますが、前回の開催から時間が経っていること、社会状況が変化していることを踏まえ、新たな会合として継続的に議論を進めていく予定とのことです。

【出席団体】

国公立大学図書館協力委員会、国立国会図書館、全国学校図書館協議会、全国公共図書館協議会、専門図書館協議会、日本看護図書館協会、日本病院ライブラリー協会、日本図書館協会

【懇談内容】

(1) 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」について

各団体から、中間まとめに対する意見を提出予定である又は提出を検討中である等の報告があった。

日本図書館協会から、今後、各団体において意見を出した場合には情報共有していきたいとの発言があった。

(2) 当事者協議会について

中間まとめでは、図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項関係）について、「文化庁の関与の下」関係者協議を持ちたいとの記述もあり、文化庁が積極的にかかわりたいというようなアクションがある。これまでのように、当事者協議会を開催して権利者と協議することは重要であるが、文化庁の動向を見つつ、新しい枠組みについても念頭に入れて検討することが話し合われた。